

金融円滑化のための新たな対応について

平成 21 年 3 月 10 日

金 融 庁

世界の景気が急速に悪化する中で、中小企業はもとより、中堅・大企業の業況も厳しさを増している。このような状況を踏まえ、企業金融等の円滑化に向けて、以下の措置を講ずることとする。

I 金融円滑化のための特別ヒアリング、集中検査の実施

- ① 年度末に向け、金融機関に対して、金融円滑化への取組み状況等について詳細なヒアリングを実施中。
- ② 上記のヒアリング結果を踏まえ、主要行等に対して金融円滑化に向けた集中検査を実施する(原則として4～6月に実施)(別紙参照)。

(検証対象)・年度末金融への取組み状況及び新年度入り後の信用供与の状況
・中小企業向け融資、中堅・大企業向け融資及び個人向け融資(住宅ローン)

II 緊急保証に係るリスクウエイトの見直し

信用保証協会の保証付き融資については、現在、自己資本比率規制上のリスクウエイトが10%とされているが、このうち、緊急保証付き融資については、特例的にリスクウエイトを0%とする。

III コベンツ対応の弾力化の促進

- ① コベンツ(借り手に対して一定の純資産の維持等を義務付ける条項)の変更・猶予を行っても、金利減免、元本返済猶予等を伴わない場合には、そのみで「貸出条件緩和債権」に該当しないことを、Q & Aにおいて明確化する。
- ② 現下の状況に鑑み、コベンツを機械的・形式的に取り扱わないよう、金融機関に対して要請する。

IV 市場型間接金融（シンジケート・ローン等）の積極的活用の要請

直接金融の機能低下と間接金融へのシフトを踏まえ、リスク分散を図ることにより資金供給を促進する観点から、シンジケート・ローン等の積極的活用を金融機関に対して要請する。

V 金融機能強化法の活用促進

- ① 公的資本の商品性について、金融仲介機能を平時に復するという制度の趣旨を踏まえ、配当利回り等は平時の水準に設定する。
- ② 経営強化計画の「業務粗利益経費率（OHR）」については、計画終期の実績が計画始期の水準を上回った場合であっても、機械的に監督上の措置を講じることはない旨を、監督指針に明記する。
- ③ 金融機関に対するトップヒアリング等において、金融機能強化法の活用の積極的な検討を要請する。併せて、将来に備えて、優先株式の発行に係る定款変更の検討を要請する。

金融円滑化のための集中検査

1. 概 要

- (1) 実施内容 監督部局が実施するオフサイトの特別ヒアリングの結果を踏まえ、金融仲介機能が十分に発揮されているか、貸し渋り・貸し剥しが行われていないか、を短期集中的に検証（立入検査）
- (2) 対象先 主要行及び苦情の著しく多い地域金融機関等
- (3) 立入現場 金融機関の本部及び営業現場（支店等）
- (4) 実施時期 4月～6月
- (5) 検証対象
 - ① 年度末金融への取組み状況及び新年度入り後の信用供与の状況
 - ② 中小企業向け融資、中堅・大企業向け融資及び個人向け融資（住宅ローン）

2. 実施上の運営方針

- (1) 各金融機関が経営判断で決すべき個別案件の是非には介入しない。
- (2) 金融機関において、適切なリスク管理をベースとして、円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が構築されているか検証する。
- (3) 対話重視のベター・レギュレーションの原則を踏まえ、金融機関と十分な双方向の議論を行う。